

	平成 年 月 日 税務署長殿	所管 業務種目	業種目	概要 要否	※ 青色申告 一連番号	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 確認印 省略 年度処理
納税地 (フリガナ) 電話 () -	事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円				申告年月日 年 月 日	申告区分 年 月 日
法人名 (フリガナ) 代表者 自署押印	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	(印)			

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

適用額 提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	税理士法第30条 の書面提出有	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	税理士法第33条 の2の書面提出有	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
--------------	---	--------------------	---	----------------------	---

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)	1	十億	百万	千	円	分の課税等 退職年金等積立金額	14	十億	百万	千	円
厚生年金分 基金契約分	2					分割法人等の退職年金等積立金額 (14)の $\frac{1}{12}$ 相当額	15				
確定給付年金資産 管理運用契約分	3					分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額 (16)の $\frac{1}{12}$ 相当額	16				
確定給付年金基金 資産運用契約分	4					課税退職年金等積立金額 (15)+(17)	17				
確定拠出年金資産 管理契約分	5					合併法人等の退職年金等積立金額 (19)の $\frac{1}{12}$ 相当額	18				
個人型年金に係る分	6					被合併法人等から引継いだ退職年金等積立金額 (21)の $\frac{1}{12}$ 相当額	19				
勤労者財産形成 給付契約分	7					課税退職年金等積立金額 (20)+(22)	20				
勤労者財産形成 基金給付契約分	8					この申告が修正申告である場合 この申告により納付すべき法人税額 (13)-(28)	21				
適格退職年金契約分	9					課税退職年金等積立金額 (1) \times $\frac{1}{12}$	22				
課税退職年金等積立金額 (1) \times $\frac{1}{12}$	10					この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	23				
法人税額 (((10)、(18)又は(23)の1%相当額)	11					中間申告の場合には その計算期間	24				
中間申告分の法人税額	12					平成 年 月 日 平成 年 月 日	25				
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	13						26				
							27				
							28				
							29				

税理士
署名押印 (印)

別表十九の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条((退職年金等積立金の額の計算))に規定する退職年金業務等(法附則第20条第1項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含まず。)を行う内国法人又は法第145条の3((外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算))に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条((退職年金等積立金に係る中間申告))又は法第89条((退職年金等積立金に係る確定申告))の規定により中間申告又は確定申告(法第145条の5((外国法人に対する準用))において準用するこれらの申告を含まず。)をする場合に記載します。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名(被合併法人名)を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 3 「事業年度分の 申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。